

審査委員会の審査方法等について（案）

1 一次審査（書類審査）

- (1) 提案団体から提出された企画書をもとに、各委員が審査基準に基づき審査を行う。
A～Eの5段階で審査を行う。



評 価	
特に優れている（特に期待できる）	A
優れている（期待できる）	B
普通（どちらともいえない）	C
あまり良くない（あまり期待できない）	D
良くない（期待できない）	E

- (2) 各委員からの審査結果を点数化し、提案事業ごとに点数を集計する。

評 価 の 基 準	
特に優れている（特に期待できる）	A
優れている（期待できる）	B
普通（どちらともいえない）	C
あまり良くない（あまり期待できない）	D
良くない（期待できない）	E

➡

重点項目	一般項目
10	5
8	4
6	3
4	2
2	1

事業ごとにすべての審査員の評価がわかるように一覧表を作成する。

事業	合計得点 625 点					
	A 委 員	B 委 員	C 委 員	D 委 員	・・・	H 委 員
審査項目 1	C	B	C	C	・・・	A
審査項目 2	A	B	C	D	・・・	C
審査項目 3	B	B	B	B	・・・	C
・	B	B	A	D	・・・	B
・	C	C	D	D	・・・	B
・	C	D	D	E	・・・	B
	80	83	77	66		70

- (3) 集計した点数が満点の 60% (普通) 以上の事業を対象に、合計得点を踏まえつつ、合議により、二次審査に進む事業を選定する。

(例)

	事業名	得点	結果
1	支援事業	630	通過
2	支援事業	628	通過
3	事業(区からの課題事業)	625	通過
4	支援事業	612	通過
5	啓発事業(区からの課題事業)	565	通過
6	事業(区からの課題事業)	564	通過
7	推進事業(区からの課題事業)	514	通過
8	事業	503	通過
9	支援事業(区からの課題事業)	492	通過
10	推進事業(区からの課題事業)	481	通過
11	支援事業	465	不通過
12	事業(区からの課題事業)	444	不通過

満点 800 点 (60% 480 点)

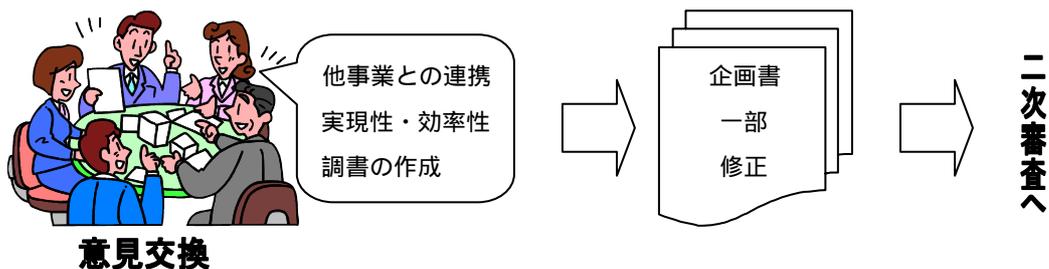
- (4) 審査員は二次審査に進む事業を選定するにあたり、意見を述べる事ができる。
- (5) 一次審査の結果を提案団体へ通知する。(通過しなかった事業の提案団体へは、その理由を付して、通知する。)

一次審査を通過した事業を提案した団体は、区の提案事業に関する課と意見交換を行い、事業の実現性や効率性を高めていきます。

その際、一次審査で審査員からの意見を参考に意見交換を行います。

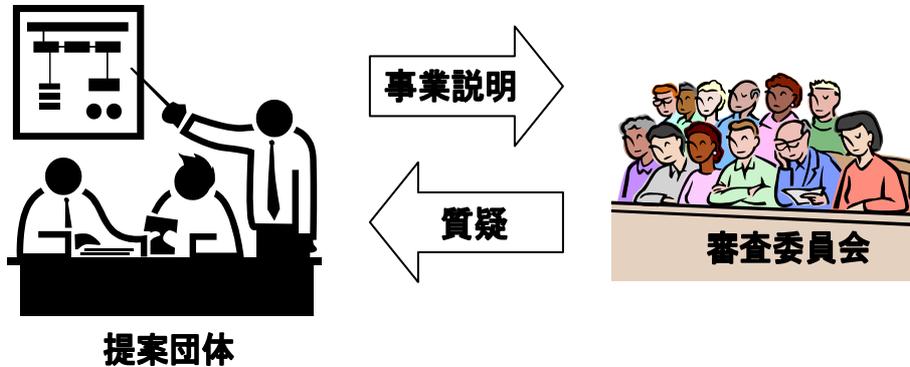
意見交換をした内容や結果については、必要に応じてそれぞれが調書を作成し、二次審査の参考資料として審査委員会に提出します。

また、意見交換の結果、一次審査の結果を損なわない範囲で、企画書の一部を修正する場合があります。



2 二次審査（公開プレゼンテーション）

- (1) 公開の場で、提案団体から事業の説明を受けたのち、提案団体への質疑を行い、審査基準に基づき、一次審査と同様 A～E の 5 段階で審査を行う。



- (2) 一次審査と同様に各委員からの審査結果を点数化し、提案事業ごとに点数を集計する。

- (3) 集計した点数が満点の 70%（普通 + 優れている）以上の事業を対象に、予算の範囲内で、合計得点を踏まえつつ、合議により区との協働事業に適した候補事業を選定する。

（例）

	事業名	得点	事業費	結果
1	支援事業	6 5 1	50 万	候補
2	支援事業	6 4 9	50 万	候補
3	事業（区からの課題 事業）	6 2 5	120 万	
4	支援事業	6 1 2	50 万	候補
5	啓発事業（区からの課題事業 事業）	5 9 5	70 万	候補
6	事業（区からの課題 事業）	5 9 2	120 万	
7	推進事業（区からの課題 事業）	5 7 8	60 万	候補
8	事業	5 6 3	50 万	
9	支援事業（区からの課題事業 事業）	5 6 1	90 万	
10	推進事業（区からの課題事業 事業）	5 3 2	80 万	

満点 800 点（70% 560 点）

No.8 と No.9 は、僅差であり、両事業とも満点の 70% 以上の合計得点となっ
てはいるが、予算の関係上、両事業を候補とすることができないため、審査委員
会の合議により、候補を決定する。

No.3 と No.6 は、区からの課題提案事業の同一事業であるため、合議により候
補を選考する。

3 審査結果の公開基準

		一次審査後		二次審査後	
		非通過	通過	非候補	候補
協働事業企画提案書		×	×	×	
協働事業企画書		-	-	-	-
	提案団体名				
	提案事業の目的				
	課題解決の手法				
	役割分担				
	協働の必要性				
	具体的な事業内容				
	事業の実施体制				
	事業成果の確認方法	×	×	×	
	過去の活動実績				
地域団体との連携					
提案事業実施年度以降の展望					
協働事業収支予算書					
団体概要書		×	×	×	×
選定結果（採点表）		×	×		
審査委員会のコメント					
選定委員名簿		×			

は、区負担金のみ公開

参考

1 練馬区福祉のまちづくりパートナーシップ支援事業における審査方法

- ア 審査員 8 名で審査を行う。
- イ 提案団体からのプレゼンテーションによる事業説明を受け、審査基準に基づき項目ごとに採点を行う。
- ウ 事業の合計点で、満点に対して 60%以上の点を付けた審査員が 5 名（過半数）以上のいる場合には、助成を決定。
- エ 助成金額については、合議で決定する。

2 オリピック方式での審査方法

- ア 審査員が審査基準に基づき、それぞれ採点を行う。
- イ 各審査員の合計点の中で、最高点、最低点を付けた審査員の点数を除いた合計点の和を事業の合計得点とする。

	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	G 委員	H 委員
審査項目 1	8	6	8	6	6	8	4	6
審査項目 2	8	6	6	8	6	6	8	4
審査項目 3	4	3	3	3	2	3	3	2
・	6	8	6	6	8	6	6	6
・	5	4	5	3	4	4	3	3
・	8	4	6	4	6	4	4	3
	88	83	77	78	75	77	66	61

最高点

最低点

合計点

協働事業提案制度の審査基準に基づく配点表（案）

審査の視点	配点	企画書対応 (第1号様式 の2の1)
事業の目的		
事業を行うことによる 達成しようとする目的や成果は明確 になっているか。	5	3
公共性		
地域課題を踏まえ、公共的事業として区民ニーズを 的確に 把握しているか。	10	3
企画力		
団体の地域性や専門性など、特性が発揮されているか。	10	4
目的に対しての手法が 明確かつ妥当 であるか。	5	4
協働の有効性		
区との役割分担が 明確かつ妥当 であるか。	5	5
協働で取り組むメリット（きめ細かいサービス、地域の特性に合わせた 的確なサービス ）が期待できるか。	10	6
地域課題を解決しようとする区民意欲の高まりや、地域活動の 活性化 が期待できるか。	5	6・7・11
事業の実効性		
事業の規模や具体的な実施工程は 妥当 であるか。（無理、無駄はないか）	10	7 スケジュール表
事業を 遂行する能力 （専門知識、技術、人員体制）があるか。	10	7・8
事業の 成果 が 明確かつ妥当 であるか。	5	7・9
事業 実績 はあるか。	5	10
事業の 継続性、発展性、将来性 が期待できるか。	5	12
事業費		
人件費等に偏りがなく事業の総額が 成果と照らし合わせて妥当 であるか。（費用に見合う効果が見込めるか。）	10	7・8・9
収支予算書の記載内容や積算根拠が 明確かつ妥当 であるか。	5	収支予算書
合計	100	

評 価		重点項目	一般項目
A	特に優れている（特に期待できる）	10	5
B	優れている（期待できる）	8	4
C	普通（どちらともいえない）	6	3
D	あまり良くない（あまり期待できない）	4	2
E	良くない（期待できない）	2	1